

(証券コード 7748)

平成27年6月8日

株 主 各 位

埼玉県所沢市南永井1026番地の1  
**株 式 会 社 ホ ロ ン**  
代表取締役社長 新 田 純

## 第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時までにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県所沢市東住吉三丁目5番  
所沢パークホテル 1階 白峰  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 第30期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.holon-ltd.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期における日本経済は、消費増税後の反動で個人消費の回復に弱さが見られるものの、輸出の持ち直しや、雇用の改善、原油安を支えに景気回復は緩やかに改善されております。

日本銀行の大規模の金融政策によって円安・株高となり、輸出関連企業では平成27年3月期の当期純利益が過去最高となる企業も多く、半導体産業におきましても、スマートフォン(スマホ)やタブレット(多機能端末)の高性能化と、半導体積載量の増加により、半導体需要・設備投資は堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社におきましても受注・販売計画は予定通りに推移しました。

当社主力製品のマスクCD-SEM機「Z7」は、顧客より高い評価をいただき、年間計画台数を出荷しました。前期より期ずれしていたEDS分析機の新製品「LEXa(レグザ)」は、平成26年5月に納入、同年8月に売上げました。

また、10ナノメートルノード以下の次世代CD-SEM機の開発は、NEDO(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)の平成25年度補正予算イノベーション実用化ベンチャー支援事業に採択され、開発は今後も継続いたしますが、助成事業期間が当第4四半期に終了したため、助成金101百万円を当事業年度の特別利益へ計上しました。

上記の結果、当期の売上高は1,418百万円(前年同期比32.8%増)となりました。損益につきましては、営業利益157百万円(前年同期比3.0%増)、経常利益158百万円(前年同期比2.6%増)及び当期純利益269百万円(前年同期比53.1%増)となりました。

### 売上高実績内訳

| セグメントの名称 | 売上高             | 前年同期比     |
|----------|-----------------|-----------|
| 電子ビーム関連  | 千円<br>1,418,101 | %<br>32.8 |
| 合計       | 1,418,101       | 32.8      |

## (2) 設備投資等の状況

特筆すべき事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 主力製品計測・検査装置のラインアップ

半導体産業は、スマートフォン（スマホ）に積載する半導体需要量の増加と、設備投資が世界中で堅調に推移しています。特に中国は、今後10年間で約20兆円規模の政府支出を行い、2020年には国内半導体産業を年率20%成長させる計画を発表しており、スマートフォン・タブレット・パソコンの一大生産地に成長すると言われています。

日本においては、送電システム・電車・ハイブリッド車・電気自動車などの分野で、新材料を用いたパワー半導体プロジェクトが新たに進行しています。

半導体産業は成長産業ですが、大量に製造するウエハーへの設備投資額が大きいのに比べ、フォトマスクへの設備投資額は少額と言えます。

当社の主力製品はフォトマスクを計測するCD-SEM機ですが、超低真空機能による帯電除去、収差補正機能による画像高分解能及び高精度測定と大幅なスループット向上を実現しており、ウエハー用の計測・検査装置にも十分活かせる“特徴”であると考え、ウエハー計測・検査装置のラインアップを計画しております。

また、平成25年11月に発表したEDS分析機「LEXa（レグザ）」初号機は、平成26年5月に納入、同年8月に売上げました。「LEXa」はフォトマスク上の欠陥を元素分析するSEMで、2台目は同年12月にデモ機として製作しましたが、この号機も納入が決定しており、今後の売上寄与に期待できる装置になりました。

### ② 複数製品の製造・販売による経営の安定化

当社の製品構成がマスクCD-SEMに大きく依存している状況から、同装置の販売動向により業績が大きく変動するリスクを回避するために、以下製品のラインアップの充実を計画しております。

1. 上記①計測・検査装置のラインアップ
2. ロールモールド露光機と大気開放型SEMを組み込んだ大型ロール検査装置の開発継続

旭化成株式会社とのロールモールドの共同開発では、EBLITHO機で安定した露光ができるようになりました。2015年よりロールモールドの実用化に向けた開発へ進みます。

### 3. 新事業推進

マスクやウエハーを搬送する移載装置での発塵やエッチング装置内での発塵は、歩留りを劣化する要因やコストアップの原因になっています。当社は韓国メーカーと契約し、パーティクルを除去する技術に取り組んでいます。

マスク移載装置は「Z7」に組み込み出荷しました。また、パーティクル除去装置は東北大学と共同実験中であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                           | 第 27 期<br>平成24年 3 月期 | 第 28 期<br>平成25年 3 月期 | 第 29 期<br>平成26年 3 月期 | 第30期(当期)<br>平成27年 3 月期 |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 売 上 高 (千円)                    | 826,676              | 1,211,358            | 1,067,699            | 1,418,101              |
| 経 常 利 益 (千円)<br>又は経常損失 (△)    | △ 132,980            | 62,302               | 154,114              | 158,095                |
| 当 期 純 利 益 (千円)<br>又は当期純損失 (△) | △ 135,270            | 103,861              | 175,692              | 269,042                |
| 1株当たり当期純利益 (円)<br>又は当期純損失 (△) | △4,049.41            | 3,109.17             | 52.59                | 80.54                  |
| 総 資 産 (千円)                    | 914,264              | 1,044,629            | 1,474,373            | 1,738,181              |
| 純 資 産 (千円)                    | 307,519              | 411,381              | 587,073              | 856,116                |

(注) 当社は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第29期につきまして、期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (7) 主要な事業内容

電子ビームを応用したマスク上の微細パターン高精度寸法測定・検査装置の開発・製造・販売。

### (8) 主要な事業所

本 社 埼玉県所沢市  
韓 国 支 店 京畿道城南市盆唐区

### (9) 従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 39名  | 1名増    | 42.9歳 | 10.3年  |

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役3名は含んでおりません。

### (10) 主要な借入先

| 借入先          | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 160,000千円 |
| 株式会社日本政策金融金庫 | 116,630千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 85,600千円  |
| 埼玉縣信用金庫      | 36,110千円  |

### (11) その他の会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,340,500株
- (3) 株主数 2,892名

#### (4) 大株主

| 株 主 名                     | 持株数            | 持株比率       |
|---------------------------|----------------|------------|
| 株 式 会 社 エ ー ・ ア ン ド ・ デ イ | 株<br>1,021,600 | %<br>30.58 |
| 富 加 津 好 夫                 | 420,600        | 12.59      |
| 新 田 純                     | 83,000         | 2.48       |
| 株 式 会 社 S B I 証 券         | 69,900         | 2.09       |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社       | 68,200         | 2.04       |
| 横 峯 慶 郎                   | 37,000         | 1.10       |
| 高 木 邦 夫                   | 35,500         | 1.06       |
| 富 加 津 哲 子                 | 34,700         | 1.03       |
| 穴 澤 紀 道                   | 32,300         | 0.96       |
| 富 加 津 竜 馬                 | 24,600         | 0.73       |

#### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況         |
|-----------|---------|----------------------|
| 代表取締役社長   | 新 田 純   |                      |
| 取 締 役     | 張 皓     | 営業統括部長               |
| 取 締 役     | 大 島 道 夫 | 統括部長                 |
| 取 締 役     | 菅 野 明 郎 | 総務部長                 |
| 取 締 役     | 穴 澤 紀 道 |                      |
| 取 締 役     | 富加津 好 夫 | 相談役                  |
| 取 締 役     | 澤良木 宏   | 株式会社エー・アンド・デイ開発第14部長 |
| 常 勤 監 査 役 | 柳 原 香 織 |                      |
| 監 査 役     | 齊 藤 秀 一 |                      |
| 監 査 役     | 齋 藤 正 祐 | アドバンストシステムズ株式会社代表取締役 |

- (注) 1. 取締役のうち、澤良木 宏氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役のうち、齊藤秀一及び齋藤正祐の両氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役齊藤秀一氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分               | 支給人員        | 報酬等の額                 | 摘要 |
|------------------|-------------|-----------------------|----|
| 取締役              | 6名          | 31,500千円              |    |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>( 2名) | 7,200千円<br>( 3,600千円) |    |
| 計                | 9名          | 38,700千円              |    |

(注) 上記には、無報酬の社外取締役1名は含んでおりません。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

- 1) 取締役澤良木 宏氏は関連当事者で当社株式の30.58%を保有する株式会社エー・アンド・デイの開発第14部長であります。
- 2) 監査役齋藤正祐氏はアドバンスシステムズ株式会社の代表取締役であり、同社と当社との間にはシステム開発の取引関係があり、当事業年度における当社の仕入実績は売上高の3.8%であります。

#### ② 社外役員の主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 主な活動状況  |
|-----|-------|---|
| 取締役 | 澤良木 宏 | 当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、工学博士としての専門知識及び豊富な経験をもとに、専門的見地による適切な発言を行っております。                                 |
| 監査役 | 齋藤 秀一 | 当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、議論を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |
| 監査役 | 齋藤 正祐 | 当事業年度開催の取締役会には、14回中14回に出席し、議論を行っております。また、当事業年度開催の監査役会には、13回中13回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

#### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項で規定する最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

アーク監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 9,960千円
- ②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 9,960千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。



### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人アーク監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

アーク監査法人の本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、アーク監査法人に悪意または重大な過失があった場合を除き、アーク監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度額とする。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①取締役は、法令及び定款ならびに株主総会の決議を遵守し、取締役が負うべき善良な管理者としての注意を払う義務及び忠実にその職務を行う義務を負っています。取締役会は、取締役会において決定した内部統制システムに関する基本方針に従い、取締役が適切に内部統制システムを構築し、それを運用しているかを監督する義務を負っています。

②取締役は、監査役、会計監査人、内部監査部門等の監査による指摘事項に対しては、被監査部門等において一定期間内に適切な改善策をとることにしています。

③取締役は、財務情報その他会社情報を適正かつ適時に開示するために必要な体制を整備しています。

### (2) その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制

①取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書（電磁的方法により記録したものを含む）の保存期間、管理の方法は、文書管理規程に従い情報を適切に保存及び管理しています。

## ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社は、リスクマネジメントについて、当社経営におけるリスクの把握、その当社経営に及ぼす影響度、重要性及びその回避策等を審議しています。
- 2) 当社は、当社の経営上のリスクの評価及び未然防止対策、緊急事態の把握、当社経営に対する影響の最小化を定めたリスクマネジメントポリシー及びリスクマネジメント規程を制定・施行しています。

## ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、各取締役の分掌業務を十分確認したうえで、職務分掌及び指揮命令に関する規程に基づく効率的な業務執行（電子化を含む）が行われるとともに、経営情報の迅速かつ適正な把握に努めています。

## ④使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、内部監査部門による使用人が行う業務の適正、有効性の検証のみに止まらず、法令違反行為の予防、法令違反行為が発見された場合における対処方法及び是正措置を実施するため、コンプライアンス規程を改定・施行しています。

## (3) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### ①監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が十分な監査が行われるために必要な体制を要望した場合には、取締役は当該体制を整備しています。

### ②取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項について、適宜、監査役への報告を行っています。
- 2) 取締役は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果について、監査役への報告を行っています。

### ③その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況等について意見を交換し、相互認識を深めています。

## (4) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して従来どおり、関係を遮断し、不当、不法な要求に対しては毅然とした姿勢で臨み、決してかかる要求に応じないこととしています。

- ②当社は、コンプライアンス規程に基づき、社長を責任者として、反社会的勢力及び団体から不当、不法な要求を受けた場合は、速やかに警察等外部機関と連携し、関係部署が連携、協力して組織的に対応します。

#### (5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①会計基準その他の法令を遵守し、経理規程をはじめとする関連規程の整備により適正な会計処理を行っています。
- ②経営資源（人、物、金、情報）を有効に活用するために、社内外の情報が迅速かつ適切に伝達される仕組みを構築しています。
- ③業務プロセスにおいてリスクマネジメントを徹底すると同時に、効率的で透明性のある内部統制の体制を構築しています。
- ④一般に公正妥当と認められる基準に従い、内部統制の整備・運用状況の評価を定期的実施し、業務の改善を継続的に行っています。
- ⑤財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進し、有効かつ適正な内部統制報告書を作成し、関係箇所に提出しています。  
「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」を前提としています。

#### (6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を、1株当たり当期純利益又は当期純損失については四捨五入、それ以外については切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目              | 金 額              |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>    |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>1,234,039</b> | <b>流動負債</b>      | <b>601,435</b>   |
| 現金及び預金          | 254,013          | 支払手形             | 7,863            |
| 受取手形            | 1,987            | 電子記録債務           | 58,063           |
| 売掛金             | 706,547          | 買掛金              | 141,556          |
| 仕掛品             | 204,955          | 短期借入金            | 160,000          |
| 原材料             | 45,902           | 1年内返済予定の長期借入金    | 69,078           |
| 前渡金             | 1,392            | リース債務            | 3,660            |
| 前払費用            | 1,502            | 未払金              | 89,257           |
| 未収消費税等          | 16,703           | 未払費用             | 13,055           |
| その他             | 1,035            | 未払法人税等           | 19,710           |
| <b>固定資産</b>     | <b>504,142</b>   | 預り金              | 6,311            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>369,192</b>   | 賞与引当金            | 10,075           |
| 建築物             | 13,163           | 製品保証引当金          | 22,645           |
| 構築物             | 322              | その他              | 159              |
| 機械及び装置          | 3,157            | <b>固定負債</b>      | <b>280,630</b>   |
| 車両運搬具           | 110              | 長期借入金            | 169,262          |
| 工具器具備品          | 10,848           | リース債務            | 18,559           |
| 土地              | 57,774           | 退職給付引当金          | 92,808           |
| リース資産           | 20,757           | <b>負債合計</b>      | <b>882,065</b>   |
| 建設仮勘定           | 263,057          | <b>(純資産の部)</b>   |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>83,087</b>    | <b>株主資本</b>      | <b>856,116</b>   |
| ソフトウェア          | 56,123           | 資本金              | 692,361          |
| 販売権             | 17,134           | 資本剰余金            | 635,681          |
| ソフトウェア仮勘定       | 9,829            | 資本準備金            | 635,681          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>51,862</b>    | <b>利益剰余金</b>     | <b>△471,927</b>  |
| 投資有価証券          | 1,276            | 利益準備金            | 7,020            |
| 敷金保証金           | 49,127           | その他利益剰余金         | △478,947         |
| その他             | 1,458            | 別途積立金            | 554,000          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金          | △1,032,947       |
| <b>資産合計</b>     | <b>1,738,181</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>856,116</b>   |
|                 |                  | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>1,738,181</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |
|-----------------------|-----------|
| 売 上 高                 | 1,418,101 |
| 売 上 原 価               | 766,836   |
| 売 上 総 利 益             | 651,264   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 493,998   |
| 営 業 利 益               | 157,266   |
| 営 業 外 収 益             | 7,579     |
| 受 取 利 息               | 145       |
| 為 替 差 益               | 7,389     |
| そ の 他                 | 44        |
| 営 業 外 費 用             | 6,750     |
| 支 払 利 息               | 5,137     |
| 手 形 売 却 損             | 1,137     |
| そ の 他                 | 476       |
| 経 常 利 益               | 158,095   |
| 特 別 利 益               | 109,215   |
| 補 助 金 収 入             | 101,692   |
| 保 険 金 収 入             | 7,523     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 267,311   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 20,722    |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △22,453   |
| 当 期 純 利 益             | 269,042   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|              | 株主資本    |         |         |
|--------------|---------|---------|---------|
|              | 資本金     | 資本剰余金   |         |
|              |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 |
| 平成26年4月1日残高  | 692,361 | 635,681 | 635,681 |
| 事業年度中の変動額    |         |         |         |
| 当期純利益        |         |         |         |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 |         |         |         |
| 事業年度中の変動額合計  | —       | —       | —       |
| 平成27年3月31日残高 | 692,361 | 635,681 | 635,681 |

(単位：千円)

|              | 株主資本      |                   |           |            |             | 株主資本<br>合計 | 純資産<br>合計 |
|--------------|-----------|-------------------|-----------|------------|-------------|------------|-----------|
|              | 利益剰余金     |                   |           |            |             |            |           |
|              | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金          |           |            | 利益剰余金<br>合計 |            |           |
|              |           | 固定資<br>産圧縮<br>積立金 | 別途<br>積立金 | 繰越利益剰余金    |             |            |           |
| 平成26年4月1日残高  | 7,020     | 41,027            | 554,000   | △1,343,017 | △740,969    | 587,073    | 587,073   |
| 事業年度中の変動額    |           |                   |           |            |             |            |           |
| 当期純利益        |           |                   |           | 269,042    | 269,042     | 269,042    | 269,042   |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 |           | △41,027           |           | 41,027     | —           | —          | —         |
| 事業年度中の変動額合計  | —         | △41,027           | —         | 310,070    | 269,042     | 269,042    | 269,042   |
| 平成27年3月31日残高 | 7,020     | —                 | 554,000   | △1,032,947 | △471,927    | 856,116    | 856,116   |

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品及び原材料 個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日(リース資産を除く)以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物 14年  
工具器具備品 4～8年

無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては有効期間(3年以内)に基づき每期均等額を償却する方法によっております。

リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

|         |   |
|---------|---|
| 賞与引当金   | 従業員賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。  |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| 製品保証引当金 | 製品の無償補修費用の支出に備えるため、保証期間内の無償補修費用見積額を計上しております。                                      |

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は発生年度の期間費用として処理しております。

### 3. 表示方法の変更

(損益計算書)

前事業年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「手形売却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「手形売却損」は103千円であります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産

|    |                |
|----|----------------|
| 建物 | 13,163千円(帳簿価額) |
| 土地 | 57,774千円(帳簿価額) |
| 計  | 70,937千円(帳簿価額) |

② 担保付債務

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1年以内返済予定の長期借入金 | 38,010千円  |
| 長期借入金          | 78,620千円  |
| 計              | 116,630千円 |



|                     |           |
|---------------------|-----------|
| (2) 資産から控除した減価償却累計額 |           |
| 有形固定資産              | 321,067千円 |
| 建物                  | 119,432千円 |
| 構築物                 | 397千円     |
| 機械及び装置              | 24,585千円  |
| 車両運搬具               | 1,510千円   |
| 工具器具備品              | 170,848千円 |
| リース資産               | 4,293千円   |

## 5. 損益計算書に関する注記

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 研究開発費の総額        |           |
| 一般管理費に含まれる研究開発費 | 109,739千円 |

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 平成26年4月1日 | 増加 | 減少 | 平成27年3月31日 |
|---------|-----------|----|----|------------|
| 普通株式(株) | 3,340,500 | —  | —  | 3,340,500  |

(2) 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

### (4) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 繰延税金資産    |                   |
| 賞与引当金     | 3,307千円           |
| 製品保証引当金   | 7,434千円           |
| 原材料評価減    | 9,240千円           |
| 税務上の繰越欠損金 | 196,562千円         |
| 減価償却超過額   | 18,860千円          |
| 退職給付引当金   | 29,754千円          |
| 土地        | 36,267千円          |
| その他       | 4,897千円           |
| 繰延税金資産小計  | 306,325千円         |
| 評価性引当額    | <u>△306,325千円</u> |
| 繰延税金資産合計  | <u>— 千円</u>       |

### (2) 法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は35.37%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.06%となります。

この税率変更による影響はありません。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行からの借入による方針です。デリバティブは、全く利用しておりません。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の与信管理に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金並びに未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に開発投資に係る資金調達です。

また、営業債務は流動性リスクに、借入金は流動性リスク及び金利変動リスクに晒されていますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の期末決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、事項に含めておりません。（(注2)を参照ください）

（単位：千円）

|                    | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額     |
|--------------------|-----------|-----------|--------|
| ① 現金及び預金           | 254,013   | 254,013   | —      |
| ② 受取手形及び売掛金        | 708,535   | 708,535   | —      |
| ③ 支払手形、電子記録債務及び買掛金 | (207,482) | (207,482) | —      |
| ④ 短期借入金            | (160,000) | (160,000) | —      |
| ⑤ 未払金              | (89,257)  | (89,257)  | —      |
| ⑥ 長期借入金(※)1        | (238,340) | (233,947) | △4,392 |

(※)1 ⑥長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて記載していません。

(※)2 負債に計上されているものについては、( )で示しています。

（表示方法の変更）

「未払金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より注記しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

② 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

③ 支払手形、電子記録債務及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

④ 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑤ 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

⑥ 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 貸借対照表計上額 |
|-------|----------|
| 非上場株式 | 1,276    |

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュフローを見積もるには、過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

(注3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| 区分    | 1年内    | 1年超<br>2年内 | 2年超<br>3年内 | 3年超<br>4年内 | 4年超<br>5年内 | 5年超    |
|-------|--------|------------|------------|------------|------------|--------|
| 長期借入金 | 69,078 | 62,028     | 44,474     | 33,560     | 15,600     | 13,600 |

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 256円28銭  
(2) 1株当たり当期純利益 80円54銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

|              |            |
|--------------|------------|
| 損益計算書上の当期純利益 | 269,042千円  |
| 普通株主に帰属しない金額 | — 千円       |
| 普通株主に係る当期純利益 | 269,042千円  |
| 普通株式の期中平均株式数 | 3,340,500株 |

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について)

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において「資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件」を、平成27年6月24日開催予定の第30回定時株主総会に付議することを決議しました。

### 1. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づく資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに会社法第452条の規定に基づく剰余金の処分を行うことにより、平成27年3月31日現在の繰越損失を全額解消する予定であります。

### 2. 資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金を取り崩し、その他資本剰余金及び繰越利益剰余金に振り替えいたします。

#### (1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 635,681,900円のうち471,927,571円  
利益準備金 7,020,000円の全額

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 471,927,571円  
繰越利益剰余金 7,020,000円

### 3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、繰越利益剰余金の損失の処理を行います。

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

|          |              |
|----------|--------------|
| その他資本剰余金 | 471,927,571円 |
| 別途積立金    | 554,000,000円 |

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

|         |                |
|---------|----------------|
| 繰越利益剰余金 | 1,025,927,571円 |
|---------|----------------|

### 4. 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分の日程

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成27年5月12日     |
| (2) 株主総会決議日 | 平成27年6月24日（予定） |
| (3) 効力発生日   | 平成27年6月24日（予定） |

なお、本件における資本準備金及び利益準備金の額の減少は、会社法第449条第1項のただし書きの要件に該当するため、債権者異議申述の手続きは発生いたしません。

### 5. 今後の見通し

本件は、貸借対照表「純資産の部」の勘定科目間の振替処理であり、当社の純資産の額の変動はなく、本件が業績に与える影響はございません。

## 12. その他の注記

持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社ホロン  
取締役会 御中

### アーク監査法人

|             |                 |
|-------------|-----------------|
| 指 定 社 員     | 公認会計士 吉 村 淳 一 ㊞ |
| 業 務 執 行 社 員 |                 |
| 指 定 社 員     | 公認会計士 森 岡 宏 之 ㊞ |
| 業 務 執 行 社 員 |                 |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ホロンの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年5月12日開催の取締役会において、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分について、平成27年6月24日開催予定の定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

株式会社ホロン 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 柳 | 原 | 香 | 織 | ㊟ |
| 社外監査役 | 齊 | 藤 | 秀 | 一 | ㊟ |
| 社外監査役 | 齋 | 藤 | 正 | 祐 | ㊟ |

以上



# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

**第1号議案** 資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件  
(資本準備金及び利益準備金の額の減少)

早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額を減少いたしたいと存じます。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 635,681,900円のうち 471,927,571円

利益準備金 7,020,000円の全額

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 471,927,571円

繰越利益剰余金 7,020,000円

(3) 準備金の額の減少が効力を生ずる日

平成27年6月24日

(剰余金の処分)

会社法第452条の規定に基づき、上記の準備金の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金及び別途積立金で繰越利益剰余金を欠損填補いたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 471,927,571円

別途積立金 554,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,025,927,571円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役につきましても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第26条第2項（取締役の責任免除）及び第35条第2項（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第26条第2項の変更に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p><b>【取締役の責任免除】</b><br/>第26条</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができます。</p>    | <p><b>【取締役の責任免除】</b><br/>第26条</p> <p>2. 当社は、<u>業務執行取締役</u>等でない取締役との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができます。</p> |
| <p><b>【監査役 of 責任免除】</b><br/>第35条</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができます。</p> | <p><b>【監査役 of 責任免除】</b><br/>第35条</p> <p>2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができます。</p>                |

### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役柳原香織、齊藤秀一の両氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)         | 略 歴、 地 位 及 び<br>重 要 な 兼 職 の 状 況   | 所有する<br>当社株式<br>の 数 | 会社との<br>特 別 の<br>利 害 関 係 |
|-----------|--------------------------|---|---------------------|--------------------------|
| 1         | 柳 原 香 織<br>(昭和24年1月22日生) | 昭和45年4月 東光株式会社入社<br>平成14年5月 同社退社<br>平成14年8月 当社入社<br>平成18年4月 当社設計部長<br>平成22年3月 当社退社<br>平成22年6月 当社監査役<br>現在に至る  | —                   | なし                       |
| 2         | 齊 藤 秀 一<br>(昭和20年5月21日生) | 昭和45年4月 日本電子株式会社<br>入社<br>昭和57年6月 同社退社<br>昭和57年7月 株式会社エリオニ<br>クス入社<br>昭和61年12月 同社退社<br>昭和62年2月 株式会社アプロ入<br>社<br>平成13年8月 同社代表取締役社<br>長<br>平成21年2月 同社顧問<br>平成22年7月 同社退社<br>平成24年6月 当社監査役<br>現在に至る | —                   | なし                       |

(注) 1. 責任限定契約について

当社は「第2号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、候補者柳原香織氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

2. 候補者齊藤秀一氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者の選任理由について

齊藤秀一氏は株式会社アプロの代表取締役社長を長年務められ、企業経営者として豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外監査役就任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。

4. 社外監査役との責任限定契約について  
候補者齊藤秀一氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

以 上





